

1 処分を受けた税理士

氏 名： 竹内 泰

登録番号： 第100725号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、過年度に計上すべき完成工事原価について、利益調整のため、損金に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。